平成30年度 行政評価 施策カルテ

4 子どもへの虐待防止対策の強化 施策名

子ども家庭課 施策主管課

総合計画記載頁 93ページ

施策の位置付け 1

が設置された。

政策の柱 I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

政策名 (基本施策名)

4 愛情豊かに子どもたちを育む

政策の達成目標 地域社会が一体となって、子育ち・子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して 子どもを生み育て、子どもがいきいきと子どもらしく育っています。

2 施策の取組状況 虐待を受けることなく、子どもたちが安心して暮らしています。 指標名(単位) H24 H25 H26 H27 H28 評価 指標名(単位) H25 H26 H27 H28 H29 評価 (月標年) (現狀値) 指標 児童虐待取扱件数に対する終 単年度 47.5% 50.0% 52.5% 55.0% 57.5% 60.0% 施策の満足度(%) 調査結果 21.3% 17.4% 13.4% 17.6% 17.8% 16.6% 結件数の割合(%) 日標値 В 目標値 前年度からの 現状値 44.9% 実績値 42.70% 47.10% 39.9% 38.1% 41.4% 42.2% В 29.1% -3.9pt -4.0pt 4.2pt 0.2pt -12pt (H29) 増減 単年度の 目標値 主要な構成事業の進捗状況 89.89% 94.20% 76.00% 70.3% В 60.0% 69.3% 72.0% (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況)を参照) 達成度 児童虐待防止等に関する地域 単年度 26 31 39 39 39 39 指標名(単位) H24 H25 H26 H27 H28 H29 組織の設置(地区) 目標値 指標 現状値 21 実績値 25 30 32 38 38 39 Α 中核市平均 単年度の 日煙値 36 96.2% 96.8% 82.1% 97.4% 97.4% 100.0% 実績値 (H29) 達成度 ф 単年度 市 中核市でのス 目標値 市の順位 現状値 中核市平均 実績値 進 較 目標値 単年度の 実績値 (H29) 達成度 中核市での <u>A:達成度90%超</u> :達成度70%未満 B:達成度70%~90% ①施策指標 80 60 ※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について ②市民意識 A:前年度より向上 C:前年度より低下 B:前年度同水準 40 調査結果 (+5pt超) 実績値 (±5pt以内) (-5pt超) 21.3 17.4 13.4 17.6 17.8 16.6 ★ 逓増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) × 100 (%) (満足度) [33点] [25点] [15点] 価 目標値 20 の 推移 B : 計画どおり A:計画以上 C:計画より遅れ 3主要な構成 ___目標値 (主要な構成事業の (主要な構成事業の (主要な構成事業の ★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) × 100 (%) 事業の 実績値 2割超が計画以上) 8割以上が計画どおり) 2割超が計画より遅れ) H24 H25 H26 H27 H28 H29 進捗状況 [25点] [15点] 順調:(A評価が2つ以上 概ね順調 やや遅れている (主にB評価が2つ以上) 総合評価 (C評価が2つ以上) (C評価がある場合を除く。)) 取組内容と成果・成果の要因, 進捗の状況 [90点以上] [65点以上90点未満] [65点未満] 全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は毎年増加しており、平成28年度には12万件を超えた状況である。 ・児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応,自立支援までの一連の対策を強化するため,国においては平成28年に児童福祉法等を改正し,さらに平成29年には改正法の理念を具体化するための「新しい社会的養育ビジョン」が 79点 巻く環境等 示され,市区町村の体制強化を目的とした子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務として位置付けられたほか,県・市町村の役割分担が明確化されたことにより,平成29年12月より県児童相談所から市町への事案送致が開始された。 核家族化や地域関係の希薄化などにより家庭における養育力が低下しており、複雑・困難なケースが増加して いるものの,関係機関から構成する要保護児童対策地域協議会が中心となり,児童の安全確保はもとより,児童 虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るための継続的な支援を展開していることから、「終結件数の割合」 ・母子保健事業をはじめとした関係機関との連携強化を図りながら継続的な支援を行うとともに、「児童虐待防止・ 価 対応の手引」の配布や児童虐待防止に関する研修等の周知啓発活動に積極的に取り組んでいるものの, 全国的 概ね順調 施策指標 は微増した。 ・「児童虐待防止・対応の手引」の配布や「手引」を活用した地域・関係機関向けの研修等の周知啓発活動によ な児童虐待の報道等による影響が市民満足度に反映されることもあり、前年度と同水準となっている。 り, 市民の児童虐待防止に対する意識が高まったことから, 市内39地区すべてに地区児童虐待防止ネットワーク

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象,★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	対象者・物(誰・何に)	事業内容取組(何を)	事業の 進捗状況	H29 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
1	家庭児童相談室	0*	家庭における養育力の向上 及び児童の健全育成	児童(18歳未満)とその保護者, 地域住民等	・家庭における養育や児童虐 く 待, 不登校, いじめなどの児童 問題に関することの相談, 助 言, 指導	計画どおり	4,546	S40		相談内容の多様化・複雑化等に適切に対応するため、国が示す「新しい社会的養育ビジョン」の内容等を踏まえながら、家庭児童相談室の体制のあり方を整理し、適切な相談支援体制の構築を図る。
2	虐待防止事業	0*	児童虐待の未然防止, 早期 発見, 早期対応	児童(18歳未満)とその保護者, 地域住民等	・児童虐待の未然防止, 早期発 見, 早期対応及び再発防止を 関係機関と連携して対応を図 る。	計画どおり	552	H13		児童虐待の未然防止, 早期発見, 早期対応を図るため, 総合対策調整会議や個別ケース会議などの開催を通じて関係機関の連携強化を図り, 引き続き迅速かつ的確に対応していくとともに, 地区児童虐待防止ネットワークを核とした地域での児童虐待の未然防止策や見守り活動について検討する。
3	要支援児童健全育成事業費補助金	*	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得		・基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行う運営団体に対して事業費の一部を補助	計画どおり	7,944	H26		支援を必要とする児童の増加に適切に対応できるよう, 平成30年9月からの新規施設開設に向けた取組を進めるとともに, 引き続き, 事業の周知に努める。
4	養育支援訪問事業	*	子育ての不安や過重な負担 の軽減	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待の恐れやリスクを抱える家庭及び児童が児童養護施設等を退所又は里親終了後の家庭復帰のための自立に向けた支援が必要な家庭	の「相談指導」	計画どおり	414	H22		困難を抱える子育て家庭に養育に関する相談・指導、育児・家事援助を行い、適切な養育の実施を確保することは、児童虐待の未然防止に有効であるため、引き続き、母子保健事業や各関係機関と連携しながら適切な支援を実施する。
5	こんにちは赤ちゃん事業(再掲)		母子の状況等の把握と育児 不安の軽減	生後4か月までの乳児と その保護者	生後4か月までの乳児のいる家庭全戸訪問し、母子の健康状態や養育環境の把握、必要な保健指導や育児に関する情報の提供を実施	計画どおり	20,987	H19		出産後の育児支援や虐待の未然防止を図るため,面接率の向上や訪問指導員の確保及び資質の向上に取り組みながら、全戸訪問による面接を実施する。要支援者については、保健福祉事業との連携を図り、継続した支援の強化に取り組む。 また、産後うつの疑いのある母子に対しては、産後ケア、産後サポート事業の実施により、更なる支援の充実を図る。
6	すこやか訪問事業(再掲)		母子の心身の状況や養育環 境などの把握及び適切な養 育支援による児童虐待予防	乳幼児健康診査未受診 児	個別家庭訪問により、母子の心 身の状況及び家庭状況等を把 握し、必要な保健指導を実施	計画どおり	6,558	H23		健康診査未受診児は、社会的孤立などにより虐待に陥るリスクが高まることから、 保護者の育児の様子や児の発育状況などを把握するため、引き続き、保健福祉 事業との連携を図りながら実施する。また、状況が把握できない児童については、 要保護児童対策協議会等との連携を図りながら把握に努めていく。
7	子育て支援短期利用事業(再掲)		一時的な養育困難家庭にお ける子育て支援及び児童虐 待の未然防止	児童(18歳未満)及びそ の保護者	・保護者が児童の養育が困難な際に、保護者に代わり一時的に養育を行うもので、現在、児童福祉施設8施設に事務を委託して実施	計画どおり	1,882	Н6		保護者が疾病その他の事情により居宅で児童を養育できないなど、必要なときに支援が受けられるよう、引き続き、事業の積極的な周知を図りながら、子育て家庭の支援に努めていく。 利用者の増加に対応するとともに利便性の向上を図るため、栃木県と連携しながら、委託先の拡大について検討していく。
8	虐待·DV対策連携会議運営費(再掲)		関係機関等の連携による虐待・DV対策の推進	司法·警察·保健医療等 関係機関, 市関係課	・関係機関等の連携により、本市における虐待等の対策に一体的に取り組むため、会議を開催 ・関係機関等との連携による虐待・DV対策の取組促進	計画どおり	48	H26		虐待及びDVの未然防止には、地域への啓発が重要であることから、虐待・DV双 方の関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通じて連携しながら、更なる地 域への啓発に取り組んでいく。
9	子育て世代包括支援センター(再掲)	*	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め,専門的な知見を生かした総合的相談支援の推進	妊娠期から子育て期まで の全ての家庭	ワンストップ拠点により妊産婦 等の状況を把握し、適切な情報 提供、訪問相談等を実施し、必 要なサービスを円滑に利用でき るように支援する。	計画どおり	85	H28		市内5か所に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等の専門性を活かし、妊産婦・子育て家庭の個別ニーズの把握及び情報提供・訪問指導等、ワンストップ窓口による切れ目ない支援を実施していく。また、産後うつの疑いがあるなど支援を要する母子に対し、産後ケア、産後サポート事業の実施により、更なる支援の充実を図る。
10	産後ケア事業等(再掲)			産婦健診等により把握された産後うつの疑いのあ	産後ケア:宿泊・通所・訪問型による心身のケアや、育児サポート、休養の機会の提供 産後サポート:訪問員による見守り及び心理的ケアを実施	計画どおり	718	H29		産後うつの疑いのある母親の早期発見のため、産婦健診の受診率の向上に向けた周知啓発及び産後サポート事業における心理士の活用による心のケアの強化を図る。また、医療機関と緊密に連携し切れ目ない支援を実施していく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性								
課題	方向性							
	〈施策全般〉 ◆児童虐待の未然防止,早期発見,早期対応を図るため,様々な機会を活用した周知啓発や関係機関との連携,適切な相談支援体制の構築等に取り組むとともに,要支援児童の居場所の拡充に努める。							
◆児童虐待に係る相談対応件数等が増加し、複雑・困難なケースも増加する中、迅速かつ的確な対応を図るため、関係機関との連携や適切な子ども家庭支援室の組織体制の構築を図る必要がある。 ◆母子保健事業等の出産から育児に係る切れ目のない支援を通じて、引き続き、虐待のおそれのある家庭の早期発見と支援の充実に努めていく必要がある。 ◆児童虐待に係る市民の意識は高まっており、引き続き、児童虐待防止に向けた効果的な周知啓発に取り組むとともに、児童虐待の未然防止を目的とした地域による効果的な見守り活動の充実・強化を図る必要がある。 ◆養育放棄等の状況にあるなど支援を必要とする児童の増加に適切に対応できるよう、「要支援児童健全育成事業」の居場所の拡充を図る必要がある。	複雑化・困難化する子育で相談や児童相談別からの事業送致に行う対心件数の増加に適切に対応するだめ、関係機関との更なる連携強化に労めるとともに、 必要な専門職の配置を含めた子ども家庭支援室の機能強化について検討を進める。 ▲摩告院止事業							